自己評価報告書

2009年5月25日現在

研究種目:基盤研究(C)研究期間:2006~2009

課題番号:18520522

研究課題名(和文) 帝国日本の阿片と麻薬

研究課題名(英文) Opium and Drugs in Japanese Empire

研究代表者

桂川 光正 (KATSURAGAWA Mitsumasa) 大阪産業大学・人間環境学部・教授 30177422

研究分野:人文学

科研費の分科・細目: 史学・日本史

キーワード:阿片 麻薬 帝国 帝国統治

1. 研究計画の概要

本研究は、以下の三課題を追究することにより、日本の帝国統治の特色・特徴を明らかにし、東アジアにおける帝国日本の位置を明らかにしようとするものである。

(1)日本の政府、軍部、その他機関が「公式帝国」「非公式帝国」でどのような阿片・麻薬政策を実施し、それが現地の社会や人々の生活にどのような影響を与えたのかを探り、それを通して、日本の帝国統治における阿片麻薬政策の意義を明らかにする。

(2)阿片・麻薬類の国際管理体制の形成という 20 世紀初頭から第一次大戦期までの国際的課題に対する日本の対応、及び、国際聯盟を中心とする国際管理の実施過程における日本の役割(あるいは、果たすことが期待されていた役割)を検討し、その意義を明らかにする。

(3)日本人による中国各地での阿片・麻薬類の密輸や密売の実態を解明し、その意義を明らかにする。

2. 研究の進捗状況

上記の三課題について、以下のような事柄を検討し、それぞれの結論と見通しを得た。

(1)関東州阿片制度の成立過程を、日本当局による現地中国人商人及び彼らのネットワークの取り込みの試みとして捉えようとした。こうした従来の研究になかった観点からは、関東州を台湾産煙項の独占市場とすることを狙った特許専売制度導入が、中国在来の経済的・人的・社会的網絡から関東州を切り離し、日本本土・関東州・台湾を結ぶ新たな

網絡を作り上げようとする国家戦略の表れだったこと、しかしその実施に失敗したことが明らかとなった。これは論文として発表済みである。

また、この観点からすると、1915 年に大連宏済善堂に阿片専売権を与えたことの意味は非常に大きいと思われ、そうしたものとして再検討する必要があることが分かったし、関東州阿片令制定も、この団体との関連で考察しないと十分理解できないだろうとの見通しを得た。これは論文としての仕上げに取り掛かっている。

(2)原内閣期に関東州と青島における阿片 制度を撤廃しようとした政府方針について 考察した。この結果、①当該時期の国際社会 では、禁煙政策の実施がそれ以前よりもはる かに政治的意義を持つようになっていたこ と、②こうした変化を背景に、英米の中国政 策が、中国での禁煙実施の支援という課題と の関わりで手直しされつつあったと見るこ とができること、③中国は、上記のような変 化の中で、阿片麻薬問題や自国の禁煙問題を、 自らの国際的地位の改善・回復の足掛かりと して積極的に利用しようとしていたこと、④ 日本政府には、こうした変化が十分に理解で きておらず、従って対応する用意もなかった こと、等の見通しを得た。これは論文として まとめている最中である。

(3)十分な実証は難しいが、中国各地での阿片・麻薬類の流通販売の主体は現地中国人商人であり、日本側の密輸密売はこれに乗ることで成立していたとの確信を深めた。

現在までの達成度 選れている

(理由)

上記課題の(1)は、現地中国人商人に関する資料の不足が一番の原因である。諸般の事情により、当初予定していた中国東北部の档案館や図書館での資料調査ができなかったこともあり、どのような人物がどのような商業活動の中から阿片・麻薬類の取引に入り込んで来たのかが、もう一つ明らかにならなかった。中には、人物特定の出来ない者さえいた。副次的には、中国の在来の網絡についての知見が不十分であることが、論文としての完成の妨げになった。

上記課題の(2)は、国内外の研究、特に外交に関する研究の消化吸収に手間取っていることが、主要因である。英米における当該研究が予想以上に多かっただけでなく、日本外交と中国外国に関する日本人研究者の新しい研究が次々と公刊され、これらから学ぶのに多くの時間を割いているのが、現状である。

上記課題の(3)は、事の性質上、資料があまりないことによる。中国で活動していた禁煙団体の報告書などを見ることはできるが、これは十分かつ徹底的な史料批判を行った後でないと利用できないため、これに基づいた成果を出すに至っていない。

4. 今後の研究の推進方策

まず、関東州阿片令制定過程の解明である。 現地有力中国人阿片商人の人物特定、及び、 彼らの活動に関する調査がほぼ終わったの で、彼らの関東州統治制度への取り込みの試 みという観点から考察し、論文として発表す る。これと既発表論文とによって、関東州で の阿片制度の基本部分が理解できるはずで ある。そして、これを通して、これまで見場 がされてきたであろう日本の帝国統治の特 色・特徴の一端が、ある程度まで明らかにな るだろう。

第二に、原内閣期の関東州と青島における 阿片制度を撤廃問題について、十分に実証し つつ更に考察を深める。

阿片・麻薬類の管理に関する欧米の研究を 参考にすると、阿片・麻薬類の使用を「正規 使用」と「非正規使用」とに分けた上で、「非 正規使用」に関わる事柄や薬物依存を「犯罪」 として取り締まるという方策と、その基 として取り締まるという方策と、その基 となる考え方が、第一次大戦前のであるだだ 政治的発想から生まれたものであるだだ 政治的発想から生まれたものであるだだ はなく、そうした規制制度の成立も、禁酒り に結実する米国内の政治的な動向と切りまた、 に結実する米国内の政治的な動向と切りまた、 「犯罪」としての取り締まりに重点を置して して、消費国ではなく供給国の責任を第一と する制度が、第一次大戦後の主に東アジアを めぐる国際政治の力学が強く働いていたこと、つまりこれもまた政治的所産であることが分かった。

関東州と青島における阿片制の撤廃問題 は、こうした国際政治の動向の中で生まれた 課題であった。従って、この問題は、まさに 国益をめぐる政治の問題であることになる。 つまり、当時の政治指導者たちが、何が国益 であるのと判断したのか、それを国際社会に おける角逐の中でどのように確保しようと したのかを問う必要があるのである。関東州 と青島における阿片問題撤廃を、こうした東 アジアを舞台とする国際政治の問題として 考えてみることで、当時の政治指導者たちが 日本を東アジア地域のどのような位置に置 こうとしていたのかが明らかになるだろう し、また、そのことを通して当時の日本の国 際的地位の一端を、新たな側面から明らかに できるだろう。

以上二つの研究を仕上げても、当初計画からはほど遠い成果だと、残念ながら言わざるを得ない。しかし、従来の研究の空白を一つ一つ埋めることに本研究の意義の一つがあるのであって、この意味では満足な成果を上げたことになると言ってもよいだろう。

5. 代表的な研究成果

〔雑誌論文〕(計1件)

桂川光正「関東州阿片制度の制定と中国商人 一関東州の統治を巡る一考察一」『史林』91 巻2号、2008年3月、pp69~94、[査読あり]

[その他]

『京都新聞』「私論公論」(オピニオン・解説欄) 2009 年 4 月 3 日付